

公益財団法人愛媛県消防協会広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）が保有する資産（協会が保有する施設、物品、協会が発行する印刷物、協会のホームページ等を含む。（以下「協会資産等」という。））に広告媒体として有効な民間事業者等の広告を掲載することにより、協会の新たな財源を確保し、協会事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、次の協会資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 協会のホームページ
- (2) 協会発行の広報紙その他協会が発行する印刷物
- (3) 協会が保有する施設
- (4) その他広告媒体として活用できる協会資産で会長が適当と認めたもの

2 この要綱において「広告掲載」とは民間事業者等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 協会資産等に広告を掲載する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 屋外に広告を掲載及び掲出する場合は、広告物の色彩・意匠等は都市景観と調和の取れたものであること。

(広告掲載の制限等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載又は掲出しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの

- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に関するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 個人の名刺広告
- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載又は掲出する広告として不相当であると認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) その他、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 社会問題を起こしている業種又は事業者その他広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- (11) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者として認めるに足りる相当の理由が認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告掲載をすることができない業種又は業者に係る広告内容その他具体的な基準は別に定める。

（広告掲載の募集方法等）

第 5 条 広告掲載の募集、選定方法、広告媒体の種類、広告の仕様、枠数、位置、広告掲載料、広告の掲載期間、広告の作成方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告主の責任等）

第 6 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載内容等の審査）

第 7 条 広告掲載の内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づき、会長が掲載の可否を判断する。

(審査機関)

第8条 広告事業を実施するに当たり、広告掲載内容等に関して疑義を生じる場合の掲載の可否等に関する審査を行うため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員長は、事務局長をもって充て、委員は、各支部幹事及び会長所属団事務担当者をもって構成する。

3 審査会は、次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を会長に報告する。

(1) 広告主の選定に関すること。

(2) 広告内容及びデザインに関すること。

(3) その他広告事業の実施に関する疑義

(会議)

第9条 審査会の会議は、掲載する広告等の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長になる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会の庶務は、協会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。